

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：文化財の保存と活用に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>文化財は、過去の人々の長い営みの中で生まれ、各地で現在までさまざまなかたちで残された国民さらには人類共通の財産である。文化財は、人口減少に向かい、コミュニティの姿が大きく変わろうとしている 21 世紀の日本社会において、地域住民の心のよりどころとしても大きな役割が期待される。地下に埋蔵された状態の文化財、出土品、伝世品、建造物など、多様なあり方で存在する各地の文化財をいかに保存・活用していくかは、学術研究、文化・社会の存続の双方に関わる重要な問題である。</p> <p>文化財を取り巻く諸環境が刻々と変動する現状に即応すべく、近年の気候変動、災害、環境劣化の中で文化財を確実に継承するための方策、急速に進むデジタル化における文化財データの保存・活用方法など、分野を超えた検討を要する喫緊の課題について議論し、具体的な方針を提示することを目的として、本分科会を設置する。</p>
4	審議事項	文化財の未来への確実な継承を実現するために、その保存と活用のあり方に係る審議に関すること。
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	